

広島県土地造成事業管理規程第二号

広島県土地造成事業決裁規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業決裁規程

第一章 総規

(総則)

第一条 広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）の権限に属する事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。
- 二 専決 特定の事務について、常時知事又は受任者に代わつて決裁することをいう。
- 三 代理決裁 知事、受任者又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わつて決裁することをいう。
- 四 局長 広島県土地造成事業組織規程（令和四年広島県土地造成事業管理規程第一号。以下「組織規程」という。）別表の職名の欄に掲げる局長をいう。
- 五 総括官 組織規程別表の職名の欄に掲げる総括官をいう。
- 六 課長 組織規程別表の職名の欄に掲げる課長をいう。
- 七 グループリーダー 組織規程別表の職名の欄に掲げる主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。

(決裁の手續)

第三条 事務は、原則として、直属の上司の意思決定を経て、決裁を受けなければならない。

(専決又は代理決裁に関する原則)

第四条 事務は、次章以下に定めるところにより、専決又は代理決裁することができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、専決又は代理決裁することができない。

- 一 特命があつた場合
- 二 事案が重要又は異例と認められる場合
- 三 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがある場合
- 2 専決した事項については、必要に応じ、上司に報告しなければならない。
- 3 代理決裁した事項については、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。た

だし、あらかじめ、決裁権者の承認を得た事項については、この限りでない。

(局長についての代理決裁の特例)

第五条 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、局長は、事案が急施を要するときは、同項第二号又は第三号に掲げる場合においても、代理決裁することができる。

(代理決定についての準用)

第六条 第四条第一項及び第三項の規定は、決裁にいたるまでの手続過程における意思決定の代理について準用する。この場合において、同条第三項ただし書中「あらかじめ、決裁権者の承認を得た事項」とあるのは、「軽易な事項」と読み替えるものとする。

第二章 本庁

第一節 専決

(局長の専決事項)

第七条 局長は、所掌事務に関して、次に掲げるものを除き、専決することができる。

- 一 土地造成事業の総合企画及び運営に関する一般方針の樹立
- 二 重要な儀式及び表彰の計画及び執行
- 三 議会の議決又は議会に対する報告を要する事項
- 四 規程及び訓令の制定及び改廃
- 五 土地造成事業組織の編成及び職の設置
- 六 重大な災害についての対策の樹立
- 七 予備費の使用
- 八 一件五億円以上の工事の執行
- 九 土地の取得費が五億円以上となる事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
- 十 予定価格七千万円以上の公有財産、物品及び債権並びに基金(以下「財産」という。)の取得及び処分
- 十一 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円以上の財産(物品を除く。)の賃貸借又は使用許可
- 十二 課長(課長相当職を含む。)以上の職員の任免
- 十三 職員の分限(休職を除く。)及び懲戒
- 十四 局長(局長相当職を含む。次号において同じ。)の一週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理
- 十五 局長の服務

(課長等の専決事項)

第八条 課長は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる事項について専決することができる。

2 総括官は、局長専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。

- 3 参事は、課長の専決事項のうち、課長が局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。
- 4 グループリーダーは、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が局長の承認を得て指定するもの及び別表第二に掲げる事項について専決することができる。
- 5 前各項の規定によりがたい場合は、局長は、知事の承認を得て、専決事項を別に定めることができる。

第二節 代理決裁

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)

第九条 決裁権者が不在の場合は、次表第一欄に掲げる決裁区分に応じ、同表第二欄に掲げる第一順位者が代理決裁し、第一順位者も不在のときは、同表第三欄に掲げる第二順位者が代理決裁することができる。

決 裁 区 分	第一順位者	第二順位者
知事	局長	主務総括官
局長	主務総括官	主務課長
総括官	主務課長	組織規程第四条に規定する 商工労働総務課の長（以下 「商工労働総務課長」とい う。）
課長	課長があらかじめ指名する 課員	

第三節 代理決定

(代理決裁に関する規定の準用)

第十条 前条の規定は、決裁にいたるまでの手続過程における意思決定について準用する。
別表第一（第八条関係）

課 長 専 決 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 一 法令に基づく各種届出及び報告の受理 二 法令に基づく検査、調査、指示、勧告及び報告の聴取 三 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付 四 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等 五 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又

は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等

- 六 審議会等の運営
- 七 訴訟代理人の指定
- 八 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
- 九 講習会、講演会、打合せ会等の開催
- 十 事実の証明及び謄本、抄本等の交付
- 十一 告示、公告その他の公示
- 十二 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等
- 十三 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
- 十四 一件二億円未満の営繕工事の起工
- 十五 一件二億円未満の工事の執行（営繕工事を除く工事については、起工の承認を受けたものに限る。）
- 十六 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出
- 十七 予定価格二千万円未満の財産の取得及び処分
- 十八 予定価格二千万円未満の物品及び占有財産の管理及び出納通知
- 十九 土地の取得費が二億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
- 二十 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額三百万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可（三千平方メートル未満のものに限る。）並びに財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可の更新
- 二十一 寄附受納（物品を除く。）の諾否の決定
- 二十二 一件二億円未満の損失補償
- 二十三 使用料、手数料及び負担金の減免並びに利用料金の減免基準の決定
- 二十四 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託
- 二十五 公有財産の所屬換え、会計換え、分類換え及び分掌変更
- 二十六 県税外収入金の徴収
- 二十七 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令
- 二十八 広島県職務発明規則（昭和五十六年広島県規則第二十五号）の規定による認定、決定及び通知
- 二十九 職員の事務分担の決定
- 三十 職員の職務専念義務の免除、休暇の承認及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定
- 三十一 職員の旅行の命令及び報告の受理
- 三十二 職員の休憩時間の短縮
- 三十三 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令

三十四	育児又は介護を行う職員の出遅出勤務の承認
三十五	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限
三十六	職員の部分休業の承認及び取消し
三十七	職員の扶養親族の認定
三十八	職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定
三十九	職員の身分、給与及び通勤の証明
四十	非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免
四十一	預り金、有価証券及びたな卸資産の出納通知
四十二	第十四号、第十五号、第十七号、第二十号及び第二十二号に掲げる事項のほか、予算の執行
四十三	前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

別表第二（第八条関係）

グループリーダー専決事項
一 軽易な届出及び報告の受理
二 軽易又は定例的な講習会、講演会、打合せ会等の開催
三 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、抄本等の交付
四 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、資料の収集等
五 軽易な申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
六 旅費に係る収入の通知及び支出命令（情報システムを用いて職員の旅行に関する事務を一体的に処理するものを除く。）
七 職員に対する職員き章の交付
八 一件五十万円未満の収支の原因となる行為に関する事
九 収支の原因となる行為について決裁を経たもの的一件五十万円未満（局長が指定するグループのリーダーは千五百万円未満）の収入の通知及び支出命令（職員に支給する旅費に係るものを除く。）
十 一件五十万円未満の支出に関する検査職員の指定
十一 予定価格五十万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知
十二 予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分
十三 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等
十四 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処

附則

この規程は、公布の日から施行する。